

軽減税率制度と税率アップに備える体制づくり

平成31年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げが予定されています。また、今回の改正では軽減税率制度が導入されます。軽減税率制度の実施により、事務作業の増加という、新たな負担が発生することが予想されます。実施後の事務処理作業をはじめ、事業を円滑に推進するためには、今から計画的に対応策の準備を進めることが必要となります。

本講習会では、消費税軽減税率制度の内容、変更となる事務処理、また税率アップに備えた体制づくりについてわかり易くお話ししていただきます。この機会に、是非ご参加ください。

主催 伊豆市商工会（消費税軽減税率対策窓口相談等事業）



平成30年 **9月18日(火)**
14時00分～16時00分



修善寺総合会館 第1会議室
(伊豆市修善寺838-1)



無 料
(資料の用意がありますので事前にお申込みください)



20名 (定員に達し次第締切らせていただきます)

講師

中小企業診断士 **北川裕章先生**



講師紹介

百貨店に31年間勤務し、退職と同時に経営コンサルタントとして独立しました。

業種を問わない経営革新計画等の新事業支援の他、創業・経営計画策定支援や産業廃棄物事業者診断等幅広く活動しています。

講座内容

1. 軽減税率制度の概要
2. 軽減税率対象品目の変更になる事務処理
3. 軽減税率対策補助金とその活用
4. 増加する事務負担への対策と従業員教育
5. 消費税転嫁対策特別措置法について

【申込方法】 お電話又は下記申込書を FAX にてお申込み下さい。

【問合せ先】 伊豆市商工会 〒410-2416 伊豆市修善寺 838-1 TEL : 0558-72-8511 FAX : 0558-72-5482

⇒FAX 0558-72-5482 伊豆市商工会 業務推進課 行

「9/18 消費税軽減税率対策講習会」受講申込書 *業種は○で囲んで下さい。

事業所名				受講者氏名
住所				
業種	製造・建設・卸売・小売・サービス・その他			
TEL	従業員数	人		

*ご記入頂いた情報は、伊豆市商工会からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。